

見積合わせ心得

(総則)

第1条 土別市が行う業務又は物品購入の見積りを行うにあたり、別に定めのあるもののほか、この心得の定めるところによるものとする。

(法令等の遵守)

第2条 見積書の提出を求められた者(以下「見積者」という。)は、地方自治法(昭和22年法律第67号)、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)、その他関係法令を遵守すること。

(仕様等の熟覧)

第3条 見積者は、見積りをする上で土別市の示す仕様書、図面、現場説明書及び現場等を熟覧し見積りを行うこと。この場合、仕様書、図面、現場説明書等に疑義があるときは、土別市の説明を求めることができる。

(見積り等)

第4条 見積者は、見積書を作成し、件名及び見積者の商号及び代表者名を記名し、土別市の示した時間及び場所に提出しなければならない。

- 2 見積書に記載する金額は、見積者が消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税を除いた金額(見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額)を記載すること。
- 3 土別市がやむを得ないと判断した場合に限り、郵送での提出を行うことができる。その際は必ず担当職員あての親展にて郵送すること。なお、土別市の示した時間に到着しない場合は無効とする。

(無効な見積り)

第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は無効とする。

- (1) 見積書の記載金額やその他見積要件が確認できないとき。
- (2) 見積書に記名・押印が無いとき。
- (3) 同一の件につき、2以上の見積もりを提出したとき。
- (4) 見積者が2以上の者を代理して見積したとき。
- (5) 見積者が同一の件につき、他の見積者の代理をしたときの双方の見積り。
- (6) 無権代理人がした見積り。
- (7) 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)その他関係法令に抵触するような行為があったとき。

(契約の締結)

第6条 有効な見積りを行った者のうち、最低の価格で見積りした者を契約の相手方(以降「相手方」とする)とする。

- 2 相手方となるべき同価格の見積りをした者が2以上あるときは、直ちに当該見積りをした者に連絡を取り、くじ引きにより相手方を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせ決定することができる。

(再度見積り)

第7条 当該見積者から提出された見積書が予定価格に達しない場合、必要に応じ再度の見積りに参加することができるが、この場合における再度見積もり回数は1回とし、その際1回目に提出の無かった者については参加することはできない。ただし、初度の見積合わせにおける最低見積価格が予定価格を著しく超える場合には、見積合わせ確認者の決定するところにより再度見積もりを行わずに、当該見積合わせを打ち切り、見積者の変更等を行った上で新たな見積合わせ(以下「再度見積り合わせ」という。)を行うことができる。

(再度見積りにおいても決定者がいない場合)

第8条 見積合わせ執行者は、再度見積りにおいてもなお予定価格に達しない場合については、原則当該見

積合わせを打ち切り、見積者の変更等を行った上で再度見積合わせを行うことができる。ただし、当該見積合わせにおける予定価格と最低見積価格との開差から契約の相手方として可能と認めることができる範囲内の場合は、最低見積価格者との協議により相手方とすることができる。

(最低価格の見積者を相手方としない場合)

第9条 見積合わせの結果、次の各号のいずれかに該当する場合は最低価格であっても相手方としない。

- (1) 当該申込みにかかる見積り金額によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされない恐れのあるとき。
 - (2) その者と契約を締結することが、公正な取引の秩序を乱すこととなる恐れがあり、著しく不相当であると認められるとき。
- 2 前項の規定に基づき、最低の価格で見積りした者を相手方としない場合は、予定価格の範囲内の価格をもって見積りした者のうち最低の価格をもって見積りしたものを相手方とする。

(見積り合わせの中止等)

第10条 土別市が見積り合わせを公正に執行することができないときや、その他やむを得ない事由があるときは、その執行を延期し又は取りやめることができる。

(見積り合わせの辞退)

第11条 見積合わせの辞退については、見積辞退届を提出するか見積合わせを辞退する旨を申し出ること。

なお、見積書を提出してからの辞退については、土別市が止むを得ないと判断する事由を除き、受け付けないものとする。

附則

この心得は、令和元年10月1日以降に実施する見積合わせに適用する。